



成迫社会保険労務士法人
松本事務所 TEL 0263-33-2223
長野事務所 TEL 026-291-4152

株式会社 経理代行
松本事務所 TEL 0263-38-7300
長野事務所 TEL 026-291-4160
飯田事務所 TEL 0265-25-0261



妊娠中の従業員と新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症がなかなか収束しない中、妊娠中の従業員のいる事業所からの相談や妊婦の方からの相談が増えています。

【事業所から】

- ・もし事業所で感染させてしまったらどうしよう。
- ・産休にはまだ早いが休ませてもいいだろうか。
- ・新型コロナの影響で休業していた事業所を再開したがこの後も妊娠中の従業員だけ休ませたい。 など

【妊婦の方から】

- ・受付業務だけど感染しないか不安。
- ・朝の電車通勤が怖い。 など



こうした不安に対応するため、

新型コロナウイルス感染症に関する措置が新たに規定されています。(男女雇用機会均等法)

対象期間	令和2年5月7日～令和3年1月31日
内容	新型コロナウイルス感染症への感染の恐れに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、 主治医や助産師から指導を受けた場合。
事業所の対応	上記の指導について従業員から事業主に申し出があった場合、 必要な措置を講じなければなりません。
具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・感染リスクの高い業務から、リスクの低い業務への配置換え。 ・テレワークにする。 ・産休前に早めにお休みに入ってもらおう。 ・勤務日数を減らして休んでもらう、あるいは勤務時間を減らす。 ・混雑時間を避けて時差出勤してもらおう。 ・電車通勤からマイカー通勤へ変更する など。



今回、上記の措置としての休業に対応する新たな助成金も創設されました。

『新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金』

助成金の対象	<p>下記①、②の全てを満たす事業主が対象です。</p> <p>①令和2年9月30日までに、妊娠中の女性従業員が取得できる有給の休暇制度(年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る)の整備と周知。</p> <p>②令和2年5月7日～令和3年1月31日までの間に、当該休暇を合計5日以上取得。</p>
助成内容	対象労働者一人当たり、 有給休暇計5日以上20日未満では25万円。以降20日ごとに15万円加算。(上限額：100万円)

本来、出産予定日の6週間前から産休に入ることができます。6週間より前のお休みについては**有給休暇**や、協会けんぽ加入者の場合は**傷病手当金**での対応もあります。また、新型コロナウイルスにかかわる**雇用調整助成金**で対応できることもあります。尚、助成金や支給金には併給ができないものもありますので、注意が必要です。

妊婦の方の産休前の期間についてどのような形がよいのか、ご検討される場合は、ぜひ弊社担当者までご相談ください。

中村 由香

令和2年度の労働保険料の申告・納付期限は令和2年8月31日までです

新型コロナウイルス感染症拡大の影響をふまえ、

令和2年度の労働保険料の申告期限、納付期限が令和2年8月31日までに延長されています。

なお、口座振替による納付の場合は、**令和2年10月13日**が納付日となります。

※納付猶予の特例について

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業にかかる収入に相当の減少があった場合、申請により労働保険料の納付を**1年間猶予**することができます。

猶予の申請期限は、**納付期限が到来するまで**となりますのでご注意ください。



望月 深雪